

○広島大学医学部医学科カリキュラム委員会細則

平成 27 年 10 月 8 日

学部長決裁

改正 平成 29.4.13, 平成 29.7.13, 令和元.6.13, 令和 4.3.24, 令和 6.6.27

広島大学医学部医学科カリキュラム委員会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学医学部運営内規(平成 16 年 4 月 1 日学部長決裁)第 12 条第 2 項の規定に基づき、広島大学医学部医学科カリキュラム委員会(以下「委員会」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、広島大学医学部医学科における教育計画の企画、立案及び改善を提言し、実施することで、医学教育の質の向上に資することを目的とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学部長

(2) 副学部長(教育担当)

(3) 医学科長

(4) 医学教育センター長

(5) 医学教育センター教員(教授を除く。)のうちから、学部長が指名する者 1 人

(6) 基礎・社会医学系教員(教授に限る。)のうちから、学部長が指名する者 1 人

(7) 基礎・社会医学系教員(教授を除く。)のうちから、学部長が指名する者 1 人

(8) 臨床系教員(教授に限る。)のうちから、学部長が指名する者 1 人

(9) 臨床系教員(教授を除く。)のうちから、学部長が指名する者 1 人

(10) 大学院医系科学研究科長又はその指名する者

(11) 医療系学部のうちから、学部長が指名する者 1 名

(12) 病院長又はその指名する者

(13) 病院医科領域臨床教育センター長又はその指名する者

(14) 医学科後援会長

(15) 広島県医師会代表者 1 人

(16) 学部長が指名する関連病院代表者 1 人

(17) 学生部会の代表者 2 人

(18) その他学部長が必要と認めた者

2 委員は、学部長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命又は委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 委員の再任は、妨げない。

(業務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) カリキュラム全体にわたる監査、評価及びカリキュラム内容の改善に関する提言
- (2) 教育に必要な資源の活用及び配分に関する提言

(会議)

第5条 委員会に、委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員会に、副委員長を置き、副学部長(教育担当)をもって充てる。

第6条 委員長は、毎年1回委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、議長の職務を代行する。

3 委員会は、過半数の出席をもって成立する。

第7条 委員会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(カリキュラム学生部会)

第8条 委員会に、カリキュラム学生部会(以下「学生部会」という。)を置く。

2 学生部会は次に掲げる部会員で組織する。

- (1) 第3条第1項第5号の者
- (2) 医学部医学科に所属する学生

3 学生部会に部会長を置き、第2項第1号の者をもって充てる。

第9条 学生部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 委員会よりあらかじめ提示された議題
- (2) カリキュラムに関する委員会への提案内容
- (3) その他カリキュラムに関する学生の意見に関すること。

2 学生部会部会長は学生部会を招集し、その議長となる。

3 学生部会は、原則としてカリキュラム委員会に先立って開催する。

4 学生部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(情報公開)

第10条 委員長は、委員会に係る情報のうち、個人情報等で公開が不相当と認められるものを除き、学内に対してその情報の公開に努めるものとする。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成27年10月8日から施行する。

附 則(平成29.4.13 一部改正)

この細則は、平成29年4月13日から施行し、この細則による改正後の広島大学医学

部医学科カリキュラム委員会細則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。

附 則(令和元.6.13 一部改正)

この細則は、令和元年 6 月 13 日から施行し、この細則による改正後の広島大学医学部医学科カリキュラム委員会細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 4.3.24 一部改正)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6.6.27 一部改正)

この細則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。